

議案第21号

教育職員手当等支給規則中改正について

教育職員手当等支給規則の一部を次のように改正する。

令和元年5月23日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聰

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則（昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の6第1項の表中

「	5級の職務にある者	」
	4級の職務にある者、3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち153号給以上のもの	
	3級の職務にある者のうち79号給以下のもの、2級の職務にある者のうち70号給以上119号給以下のもの及び1級の職務にある者のうち97号給以上152号給以下のもの	を
	5級の職務にある者	
	4級の職務にある者、3級の職務にある者のうち80号給以上のもの及び2級の職務にある者のうち120号給以上のもの	
「	5級の職務にある者及び4級の職務にある者	」
	3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち149号給以上のもの	
	3級の職務にある者のうち79号給以下のもの、2級の職務にあ	に改

る者のうち70号給以上 119号給以下のもの及び1級の職務にある者のうち97号給以上 148号給以下のもの

5級の職務にある者及び4級の職務にある者

3級の職務にある者のうち80号給以上のもの及び2級の職務にある者のうち 120号給以上のもの

め、同条第2項中「153号給」を「149号給」に、「160号給」を「157号給」に、「152号給」を「148号給」に、「159号給」を「156号給」に改め、同条第3項の表中「5級の職務にある者」の次に「及び4級の職務にある者」を加え、「4級の職務にある者、3級」を「3級」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

#### (提案理由)

神奈川県の教育職員に準じて、教育職員の期末手当基礎額等の加算に係る規定を改めるため、この規則を改正する。

(期末手当基礎額等の加算)

**第5条の6 紙与条例第4条の規定により期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。**

[及び4級の職務にある者]

対象となる教育職員及び教育職員の区分		割合
教育職給 料表の適 用を受け る者	平成19年3月31 日現在で高等 学校教育職給 料表の適用を 受けている者	5級の職務にある者 4級の職務にある者、3級の職務 にある者のうち80号給以上のも の、2級の職務にある者のうち 120号給以上のもの及び1級の職 務にある者のうち <sup>149</sup> 153号給以上 のもの
		3級の職務にある者のうち79号給 以下のもの、2級の職務にある者 のうち70号給以上119号給以下 のもの及び1級の職務にある者のう ち <sup>148</sup> 97号給以上 <sup>152</sup> 152号給以下のもの
	平成19年3月31 日現在で幼稚 園教育職給料 表の適用を受 けている者	5級の職務にある者 4級の職務にある者、3級の職務 にある者のうち80号給以上のも の及び2級の職務にある者のうち 120号給以上のもの
		3級の職務にある者のうち79号給 以下のもの、2級の職務にある者 のうち70号給以上119号給以下 のもの
中学校任期付教育職給料 表の適用を受ける者		120号給以上の者 70号給以上119号給以下の者
		100分の15 100分の10 100分の5 100分の15 100分の10 100分の5 100分の10 100分の5

- 2 平成2年4月1日以後に新たに教育職員となった者に対する前項の規定の適用については、同項の表中「80号給以上」とあるのは「84号給以上」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「<sup>149</sup>153号給以上」とあるのは「<sup>157</sup>160号給以上」と、「79号給以下」とあるのは「83号給以下」と、「70

号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」と、「97号給以上<sup>148</sup>152号給以下」とあるのは「102号給以上<sup>156</sup>159号給以下」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、平成19年4月1日以後に新たに教育職員となった者に係る期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。

対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合
教育職給料表の適用を受ける者	100分の15
5級の職務にある者	
4級の職務にある者、3級の職務にある者のうち84号給以上のもの、2級の職務にある者のうち124号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち141号給以上のもの	100分の10 及び4級の職務にある者
3級の職務にある者のうち83号給以下のもの、2級の職務にある者のうち74号給以上123号給以下のもの及び1級の職務にある者のうち101号給以上140号給以下のもの	100分の5
中学校任期付教育職給料表の適用を受けける者	100分の10
124号給以上の者	
74号給以上123号給以下の者	100分の5